

犯罪や事故などの被害でお困りの方、
まずはご相談ください！

【札幌市における犯罪被害の相談窓口】

札幌市役所13階 市民文化局 地域振興部 区政課

☎ 011-211-2252

平日8時45分～17時45分 ※土日祝・年末年始を除く

✉ hh-soudan@city.sapporo.jp



札幌市
ウェブサイト

【犯罪被害に関する主な相談窓口】

警察相談専用電話

☎ #9110 (毎日24時間対応)

北海道警察本部犯罪被害者支援室

☎ 011-251-0110 平日8時45分～17時30分
※土日祝・年末年始を除く

北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

「北海道被害者相談室」

☎ 011-232-8740 平日10時～16時
※土日祝・年末年始を除く

性暴力被害者支援センター北海道

「SACRACH(さくらこ)」

☎ 0120-8891-77 <無料> 平日10時～20時
※土日祝・年末年始を除く

☎ #8891 (24時間受付)



LINE相談

犯罪被害者弁護ライン

☎ 011-251-7822 毎週月曜日10時30分～12時30分、
毎週水曜日17時～19時
※祝日、お盆期間、年末年始を除く

犯罪被害者等への支援について

～あなたの理解が、支えとなる～



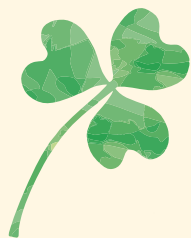
札幌市では、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、

安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、

「札幌市犯罪被害者等支援条例」を制定しました(令和7年4月1日施行)。

基本理念

1. 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われること
2. 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく支援が行われること
3. 二次被害及び再被害の発生の防止に留意して支援が行われること
4. 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携・協力して推進すること



犯罪被害は、 いつ、どこであうか分かりません

ニュースでやっているだけ…。

私には関係ない…。

そんなことはありません。

令和6年中の札幌市内における刑法犯認知件数は、

11,430件であり、ここ数年増加傾向にあります。

これは、札幌市民約170人に1人の割合で

被害にあっている計算になります。

事件や事故現場に居合わせるだけでなく、

いつ自分が犯罪被害にあうかも分かりません。

他人事ではなく、自分事として理解を深めましょう。



犯罪被害者等は、 どのような困難な状況に直面するのでしょうか

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族は、生命を奪われる、ご家族を失う、障がいを負う、財産を奪われるといった直接的な被害を受け、さらには、心身の不調といった多くの困難な状況に直面します。

心身の不調

- ・気持ちの浮き沈み
- ・現実として受け止められない
- ・集中力の低下
- ・不眠、頭痛、吐き気、
身体のだるさ、食欲低下



生活上の不調

- ・傷病等により、就労が困難な
状態に陥る
- ・医療費、タクシー代、
転居費用等の突然の出費
- ・家族間の関係性悪化



加害者からの更なる被害

- ・加害者からの報復などへの
恐怖、不安
- ・特にDVや児童虐待は、加害者と
同居していることが多く、再被害の
可能性が高まる



捜査・裁判への負担

- ・犯罪被害を思い出すことによる不安
- ・長時間の捜査や裁判等による
身体的・時間的な負担
- ・民事裁判による裁判費用の負担



「二次被害」という言葉はご存じですか？

犯罪被害やそのご家族、ご遺族は、生命・身体・財産などに対する直接的な被害(一次被害)だけではなく、その一次被害に起因する様々な被害(二次被害)を伴うことがあります。

周囲の心無い言動、誹謗中傷等によって被る精神的な苦痛や心身の不調等の被害を「二次被害」といい、二次被害の原因は、捜査・司法・医療機関の態度、マスコミの取材・報道、周囲の噂や好奇の目で見られること等様々です。

経済的苦痛

- ・捜査や裁判、体調不良のための受診などに関し、休暇取得等に伴う職場の理解が得られず、退職に追い込まれる
- ・収入の減少に伴い、生活が苦しくなり、転居が必要になる場合がある

心理的・身体的苦痛

- ・「頑張れ」「いつまで沈んでいるの」といった心無い言動を受ける
- ・PTSD、うつ病、パニック障害といった疾患をきたす場合がある



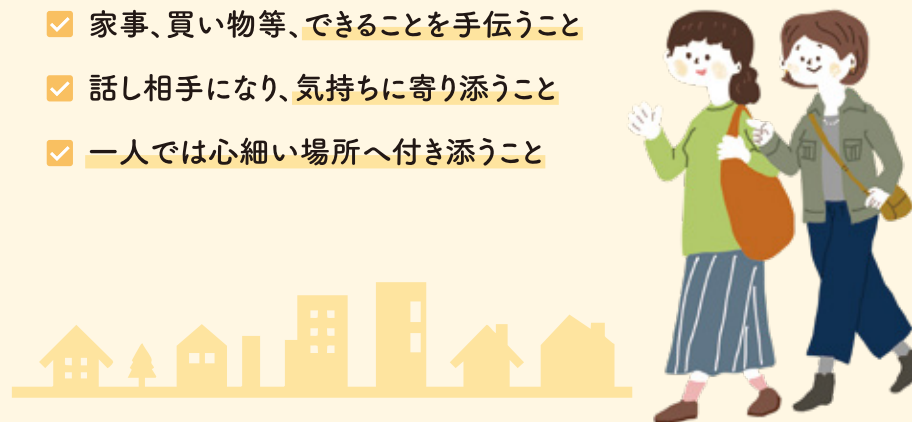
社会的苦痛

- ・インターネットやSNS等を通じて誹謗中傷を受ける
- ・報道機関により過剰な取材を受ける

犯罪被害者等には、周囲の人の支えが必要です

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。日常生活の手助けや付き添いなど、助けになることはたくさんあります。犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。あなたにもできることがあります。

- ✓ あいさつや声掛けなど、普段どおり接すること
- ✓ 家事、買い物等、できることを手伝うこと
- ✓ 話し相手になり、気持ちに寄り添うこと
- ✓ 一人では心細い場所へ付き添うこと



励ましの言葉が、マイナスに働くことも…

「頑張って」「いつまで沈んでいるの」といった言葉は、励ましていると思っていても、逆効果になることもあります。

また民事訴状を行うことについても、「お金が目的?」と偏見を持つ人も少なくなく、事件・事故の詳細を聞くことも、犯罪被害者等を傷つけてしまう可能性があります。傷つけるつもりはなくても、私たちも『加害者』になり得ますので、犯罪被害者等への理解を深め、サポートしていく必要があります。

～札幌市の支援制度のご紹介(概要)～

※犯罪行為が行われた日から起算して、
原則1年を超えない期間が対象となります。



支援金

【遺族支援金】 30万円

犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給します。

【重傷病支援金】 10万円

犯罪行為により重傷病(負傷又は疾病の療養に1ヶ月以上の期間を要するもの)
を負った方に支給します。

【性犯罪被害支援金】 10万円

性犯罪(不同意性交等または監護者性交等)を受けた方に支給します。



精神被害等関連の助成金

【精神医療費用助成金】 実費額/1日(最大12日分/1年)

精神的不調に対する医療を受けた場合に、
医療提供施設に支払った一部負担金の実費額を助成します。

【カウンセリング費用助成金】 上限1万円/1回(最大12回分/1年)

精神的不調に対するカウンセリングを受けた場合に、
カウンセリングに要した費用を助成します。

【真相究明費用助成金】 上限10万円/1年

犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求める活動に
要した費用や裁判を傍聴するための交通費等を助成します。



家事・教育関連の助成金

【家事・介護費用助成金】 上限1.5千円/30分(最大72時間分)

家事・介護等に支障が生じている場合に、
ホームヘルプサービスを利用した費用を助成します。

【配食サービス費用助成金】 上限1千円/1食(最大60食分)

食事の用意に支障が生じている場合に、
配食サービスを利用した費用を助成します。

【一時保育費用助成金】 上限3千円×人数/1日(最大10日分)

監護中の未就学児の過程における保育に支障が生じている場合に、
一時保育を利用した費用を助成します。

【教育関係費助成金】 上限5万円×人数/1年

学齢期の未就学中の子の通学が困難となっている場合に、
家庭で行う教育サービス等の費用を助成します。



住居関連の助成金

【転居費用助成金】 上限20万円

従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、
転居に要した費用を助成します。

【ハウスクリーニング費用助成金】 上限30万円

住居にて犯罪行為が行われ、著しい汚損が生じた場合に、
ハウスクリーニングを利用した費用を助成します。

【家賃助成金】 上限3万円/1月(最大12月分)

従前の住居に居住し続けることが困難となり、転居した場合に、
新たな住居での家賃を助成します。

- ★これらの支援は、犯罪行為による犯罪被害者ご本人、そのご遺族・ご家族が「札幌市民」である必要があります。
- ★その他、必要な要件がございますので、札幌市における犯罪被害の相談窓口(011-211-2252)までご連絡ください。
- ★各種助成金の支援は、遺族・重症病・性犯罪被害支援金の支援対象者に限り、ご利用いただけます。

